

令和8年度 夏休みのみ児童クラブ入所申込みをされた皆様へ

飯塚市教育委員会 学校教育課
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

1 入所決定通知書

約1週間後に郵送、または、児童クラブ入所中のお子さんを通してお渡しします。
令和8年度4月以降に初めて利用される児童については、「児童台帳」と「同意書2枚」を同封しますので、記入して児童クラブに提出をお願いします。

2 入所説明会 令和8年7月10日(金) 午後6時から午後6時30分までの予定

各児童クラブで実施します。入所される児童クラブへ必ずお越しください。
※当日都合の悪い方や間に合わなかった方は、各児童クラブにご相談ください。
入所説明会の日程を変更する場合等は、各児童クラブから個別に連絡します。

3 スポーツ安全保険について

お子さんが児童クラブ活動中にケガをした時などのために全員加入が必要です。
加入手続きはシダックスが行いますが、保険料(児童1人につき年間800円)については、後日、連絡配信アプリ「ココキッズ」にて口座引落の案内をさせていただきます。

4 利用料のお支払いについて

・口座引落の方

「初めて利用する児童」については口座引落の申請が必要です。
下記 URL または二次元コードからインターネットで申請をお願いします。
<https://www.city.iizuka.lg.jp/soshiki/56/1212.html>

※一部の銀行は上記インターネットの申請に対応しておりません。

その場合は、銀行窓口(通帳、銀行印持参)で申込みをお願いします。

※児童クラブを利用したことがあり、口座引落の登録をしたことがある児童については再度申請していただく必要ありません。

・納付書払いの方

お手続きは不要です。利用月の翌月に納付書を発送します。

・利用料は、入所月の7月分は日割額、退所月の8月分は全額請求となります。

口座引落日及び納付書の納期限は、7月分が8月31日(月)、8月分が9月30日(水)です。



5 利用料の減免申請について(該当者のみ)

下記の対象者は減免の対象となりますので、申請がお済みでない場合は早めに申請をお願いします。

※入所日の翌日以降に減免申請された場合、減免適用開始が申請日の翌日以降となりますのでご注意ください。

- ① 生活保護(全額減免) ② 令和7年度非課税世帯(半額減免) ③ ひとり親家庭等(半額減免)
④ 災害により著しい被害を受けた世帯(半額または25%減免)

※兄弟姉妹同時入所の場合、2子目以降は減免となりますが、個別の減免申請は不要です。

6 児童クラブ連絡先電話番号

飯塚地区		穂波地区		筑穂・庄内・穎田	
二瀬 22-2122	鯨田 29-1892	棕本 25-6133	内野 72-0177		
伊岐須 22-6282	菰田 25-6482	穂波東 21-3195	大分 72-4199		
立岩 22-1525	片島 29-0928	高田 25-2679	上穂波 72-3024		
幸袋 22-1933	飯塚鎮西 28-5216	若菜 29-7399	庄内 82-3077		
飯塚東 22-0079	飯塚 22-4569		穎田 92-6472		